

平成 20 年 12 月 15 日

各 位

会社名 株式会社ハイレックスコーポレーション
代表者名 取締役社長 寺 浦 實
(コード番号 7279 大証第 2 部)
問合せ先 取締役人事総務担当 中野 充宏
(TEL 0797-85-2500)

役員退職慰労金制度の廃止および株式報酬型ストック・オプション
(新株予約権) の付与に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 12 月 15 日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を廃止し、取締役に対してストック・オプション報酬として新株予約権を発行することについて承認を求める議案を、平成 21 年 1 月 24 日開催予定の当社第 65 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 役員退職慰労金制度の廃止

経営改革の一環として、年功報酬的意味合いの強い取締役および監査役の役員退職慰労金制度を本定時株主総会終結の時をもって廃止するとともに、同日までの在任期間に対応する退職慰労金については、打ち切り支給することとし、当該各役員の退任時に支払う予定です。取締役および監査役に対する役員退職慰労金の打ち切り支給については、本定時株主総会に付議いたします。

2 株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の付与

役員退職慰労金制度の廃止にあわせ、本定時株主総会において取締役の報酬額改定についてご承認いただくことを条件に、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、取締役の当社の連結および個別業績への貢献意欲をより高め、会社業績に対する経営責任を明確化するとともに企業価値の増大を図ることを目的として、取締役（社外取締役を除きます。以下同じとします。）に対して、本定時株主総会においてご承認いただく取締役の報酬額年額 3 億円のうちの 3 千万円の範囲内で、ストック・オプション行使時の株式 1 株当たりの行使価額を 1 円とするストック・オプション（いわゆる株式報酬型ストック・オプション）を、毎年付与いたします。

取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの付与については、本定時株主総会においてストック・オプション報酬に関する議案を付議いたします。また、取締役に対して

発行するストック・オプション（新株予約権）の内容は別紙のとおりとします。

なお、当社は、本定時株主総会終結の時をもって、執行役員の退職慰労金制度も廃止し、執行役員に対して、株式報酬型ストック・オプションとして、年額2千万円の範囲内で、上記内容と同内容の新株予約権を発行する予定です。

以上

(別紙)

株式報酬型ストック・オプションとして取締役に対して発行する新株予約権の内容

1. 新株予約権の総数ならびに新株予約権の目的である株式の種類および数

(1) 新株予約権の総数

各事業年度に係る当社定時株主総会開催日から1年以内に発行する新株予約権の総数は、当社取締役会決議に基づき、取締役の報酬額年額3億円のうちの3千万円の範囲内で新株予約権の発行価額の総額を定め、これを新株予約権の割当日における大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値をもとにブラック・ショールズ・モデルに基づいて算出される新株予約権1個あたりの公正価額をもって除して得られた数(ただし、整数未満の端数は切り捨てる)を限度とする。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類

当社普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権1個あたりの目的となる株式の数(以下「付与株式数」という)は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合等を行うことにより、付与株式数を調整することが適切な場合には、合理的な範囲内で調整することができる。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに払い込む金額は、割当日においてブラック・ショールズ・モデルにより算定した金額とする。なお、取締役に対して新株予約権の払込金額に相当する金銭報酬を付与することとし、この報酬の請求権と払込金額を相殺する。

3. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

4. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から40年以内の範囲で、当社取締役会において定める。

5. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

6. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権者は、上記4の期間内において、取締役を退任した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その法定相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。
- (3) その他の新株予約権行使の条件は、新株予約権の募集事項等を決議する取締役会において定める。

以上